



2016年10月

地震保険料控除について

所得税において控除を受けられる保険は、生命保険および所得税法第77条に規定する「地震保険」（損害保険会社が販売し、政府に再保険をおこなっているもの）に限られており、当社商品「お部屋の保険 ワイド」、「新・お部屋の保険」の「地震災害費用保険金」は、これに該当いたしません。

当社では、保険料控除対象となる商品は取り扱っておらず、「地震保険料控除証明書」は発行いたしておりませんので、ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

以上

東京海上ミレア少額短期保険株式会社

横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー35F 〒220-8135